



区分	基準		補助額
	固定資産投資額	新規雇用者	
新設	1,500万円以上1億円未満	3人以上	1 岩手県の企業立地促進奨励事業費補助金(以下「県補助金」という)にかかる認定承認を受けた場合 固定資産投資額の10分の3に相当する額以内の額で、3億円を限度とする。ただし、同一事業所に対し補助する額の通算限度額は、3億円とする。 2 県補助金にかかる認定承認を受けていない場合 固定資産投資額の10分の3に相当する額以内の額で、1億5,000万円を限度とする。ただし、同一事業所に対し補助する額の通算限度額は、1億5,000万円とする。
	1億円以上	5人以上	
増設	2,000万円以上1億円未満	3人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が3人以上増加すること。ただし、補助金の交付を受けた実績のある場合は、次に掲げる数を加えた数以上であること。 1 新設 補助金交付申請時における常用雇用者の数 2 増設 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数	
	1億円以上	5人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が5人以上増加すること。ただし、補助金の交付を受けた実績のある場合は、次に掲げる数を加えた数以上であること。 1 新設 補助金交付申請時における常用雇用者の数 2 増設 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数	

**Q5：奨励措置を受ける場合にはどのような手続きが必要なのですか？**

A5：奨励措置を受けようとするときは、工事に着手する30日前までに「認定企業者申請書」を提出し、後ほど奨励金等の申請手続きを取っていただくことになります。  
 申請期間は、それぞれの奨励金等により異なりますので、決められた様式により申請していただきます。

**Q6：そのほかに受けられる奨励措置等がありますか？**

A6：『陸前高田市企業立地奨励条例』による優遇措置は以上のとおりですが、そのほかにも事業主に対する支援がありますのでご案内いたします。

**(1) 『陸前高田市企業雇用拡大奨励金』**

市内に住所を有する新規学卒者を雇用した事業主に対して、一人あたり10万円を支給します。

支給要件は、市内に事務所・事業所がある事業主で、雇用保険に加入しており、新規学卒者を常勤雇用の労働者として6ヵ月以上雇用していることが必要です。

※ 新規学卒者とは、高等学校以上（専門学校含む）の学校を卒業後1年以内に市内事業所に就職した30歳未満の者で、採用日から6ヵ月以上市内に住所を有する者です。

**(2) 『陸前高田市中企業設備投資促進事業補助金』**

製造業等を営む中小企業者が、50万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の機械・装置等を設置する場合に、10分の3以内の額を補助します。

補助対象者は、市内に事業用施設を有し、市税等を滞納していない製造業等中小企業者で、補助対象は、当該年度において設置工事等に着手し、かつ、完了するものです。（同一の中小企業者につき1,000万円が限度額となります。）

∞∞∞∞∞∞∞ 奨励措置に関するお問い合わせ ∞∞∞∞∞∞∞

商政課商工係 Tel 0192-54-2111 (内線 421・422) Fax 0192-54-3888